教委小中第2039号

平成２７年７月２８日

文部科学大臣

下　村　博　文　様

大阪府教育委員会教育長

向　井　正　博

全国調査の結果の活用について

日ごろから、本府教育の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて先般、このたびの府の方策について、貴省としては7月7日に開催された「全国的な学力調査に関する専門家会議」の意見を尊重して判断される旨の報道がありました。

このたび、同会議の「意見のまとめ」もご提供いただいたところですので、府の方策に対する貴省としてのご見解を早急に文書でお示しいただきますようお願いいたします。

　また、次年度以降の調査実施にあたり、調査の趣旨・目的を逸脱する怖れがあることから、実施要領

の改訂により結果の活用に制限をかける可能性を示唆しておられますが、都道府県の自治事務である高

校選抜事務として調査結果を活用することについて、どのような法的根拠をもって活用を制限されるのか。加えて、府の方策が趣旨・目的を逸脱すると判断される理由についても具体的にお示しください。

　府教育委員会では府内市町村教育委員会との連携のもと、府内における教育活動の充実と選抜の適正

な実施に向け努力しているところです。

本件については、これまで慎重な議論を重ねた上で決定され、すでに各市町村・学校の理解のもと取

り組まれているところであり、この方策を変更することは、学校現場に多大な混乱をきたし、生徒の進

路選択に与える影響は計りしれません。

このような事情をご理解いただきますようお願いいたします。

２－１８